

NEWS LQUEST

平成20年11月号(第111号)

社会保険労務士法人 エルクエスト

□池田事務所 池田市菅原町3-1

□大阪事務所 大阪市西区西本町1-12-19-701



最近めっきり日の暮れる時間が早くなりました。「え?もう外は真っ暗!」という声を事務所でもよく耳にします。朝夕も肌寒くなり、深まる秋を実感する毎日です。

世間では、リーマン・ブラザーズの破綻以来、「株価暴落」「金融危機」など暗い記事や報道ばかりが毎日流れていますが、気持ちだけは暗くならずにいたいものです。

とにかく今年もあと2ヶ月です。ラストスパートがんばりましょう!

今年を振り返り・・・／とっておき情報

裁判員制度開始に向けて

新設のページのご案内

奥村

上杉

濱田

今年を振り返り・・

もう11月です。今年も色々な方に出会えてよい年になったと思います。私が今年経験した仕事の中でやって良かったと感じる仕事は、7月号で書きました内縁の妻がおこした遺族厚生年金の再審査請求の代理人でした。ほんの45分のために東京の霞が関に行き、代理人なのに、審査官に「申請人が述べ、代理人は話をしないでください」と言われて、依頼人に対して打ち合わせ不十分で詰め甘さを露呈した経験が、今後の私の財産になると思います。ただ、この再審査請求の結果は依頼人の内縁の妻に遺族厚生年金が支払われ、お客様にも満足して頂けたと思っています。



残業問題解決に向けて

ところで、最近の人事労務トレンドは何かと言われたら、未払い残業と健康管理とお答えします。9月9日の厚生労働省の通達は、飲食店と小売店の店長の「管理監督者」の定義を示しました。日常の現場では労働基準監督官の長時間労働に対する調査が厳しさを増しています。

それを受けて昨今は残業問題の解決セミナーが多数開催されて反響があると聞いています。

私が皆様にすぐに出来る小手先ではない残業問題解決のご提案は次の2点です。

- ①グループウェアを活用して社内の情報の共有を図ること。エルクエストも2か所の事務所があり情報の共有が上手く図れなかったのですが、WEBを使用したディスク、掲示板、稟議などが活用可能になりました。しかも使用料タダ！です。お客様にも無料で使用して頂けます。グループウェアに興味がある場合は是非とも一報下さい。
- ②マニュアル化を図ること。お客様から頂く言葉ですが、「エルクエストも業務フローのマニュアルがあるんじゃない！」とか「エルクエストに依頼すると給与計算は間違いなく出来ますか？」と、イツソ誰がやっても、間違いなく仕事が出来るしまうマニュアルが出来ないか、真剣に作成中です。エルクエストに対してお客様から良いものがあつたら教えて下さい。

また、上記の2つ以外に、CUBIC（人材・組織診断システム）を利用して既存の社員の性格・社会性を掴み、人材の配置や育成に活用しませんか。このCUBICの診断テストは通常3,625円／1名当たりと高いのですが、この度、弊社が大々的に始めるためのお試し期間として、CUBICの診断を1社3名（先着20社限り）まで無料で行います。CUBICを無料で出来る機会はあまりありません。マークシート方式で難しいことは一切ありません。社長と専務と常務の性格の診断をしたら面白そうではないですか。弊社の社員も全員受診していますので診断内容や結果をお尋ね下さい。

取って置きの情報

まだ、上記の情報では不満と仰るお客様には取って置きですが受給が難しい助成金が2つあります。

- ①「中小企業人材能力発揮奨励金」は、生産性の向上が必要とされる中小企業者等が、都道府県知事から改善計画の認定を受け、IT化等を活用して雇用環境の高度化を図り、生産性向上に必要な人材を新たに雇い入れた場合に、設備の設置又は整備に要した費用の一部を支給します。
- ②「キャリア形成促進助成金」は、雇用保険の被保険者のキャリア形成を促進するために、年間職業能力開発計画に基づき、専門的な知識及び技能習得に取り組む事業主に対して支給します。

最後になりますが、お伝えしたいことがたくさんあり、1つずつの事柄が上手く伝わっていないかもしれません。グループウェア、マニュアル化、CUBIC及び難しそうな助成金で、興味がありましたら弊社社員にお尋ね頂ければ嬉しいです。

奇数月のエルクエストニュース担当の私は今年最後のご挨拶になります。今年1年のご愛顧有難うございました。良い年末をおくれるように準備しましょう。

なお、10月2日に2周年を迎えました。当日抱えきれないくらい大きな花束を持ってきて下さいました、谷口社長に紙面を借りてお礼申し上げます。（奥村）

裁判員制度開始に向けて

いよいよ来年5月より一般国民が裁判の審理に参加する裁判員制度が実施されます。その際労使共に気になるのは、裁判員に選ばれた社員の方の取り扱いだと思います。

先日、財団法人労務行政研究所が「裁判員制度実施に向けた企業の対応調査」の結果を発表しています。

それによりますと・・・

- 社員が裁判員に選任され、休務する場合の取り扱いを「すでに決めている」企業は46.5%。全体の3割は「今後検討する」。
- 「すでに決まっている」企業の対応内容は、「従来から公務に就く場合の休務ルールを決めており、そのルールを適用」が62.8%で最多。「裁判員休暇」を新設した企業は23.9%。
- 何らかの休暇を付与する場合、休暇当日の賃金は「通常勤務とまったく同じ（有給）扱い」が全体の9割を占める。
- 契約社員やパート等の有期雇用社員についても、「正社員と同様に適用」とする企業は75.4%と全体の4分の3を占めている。但し、取り扱いが異なると回答した企業においては、有期雇用社員については無給とする例が殆ど。

といった結果となっています。

こうしてみますと、裁判員休暇につきましては公務による休暇として幅広く認められており、正社員においては有給扱いが主流になっているといえるのではないのでしょうか。

ただ無給の場合でも、裁判員としては日当が（1万円以内）国から支給されますので、有期社員を無給にすることによる本人の痛手は少ないかと思えます。

裁判員制度は平成21年5月から実施されるものであるため、まだ検討する時間はありますが、このようなアンケート結果を参考に、早めに検討を行うことが望まれます。

【参考1】

裁判員に選任された社員の休務をめぐる法律上の取り扱い

◎労働基準法7条では企業等で働く労働のために、「公民権行使の保障」を定めている。

同条の規定は、選挙権をはじめとする「公民としての権利行使」と「公の職務の執行」を対象としており、後者に該当する職務の一つとして裁判員も含まれている（昭63.3.14基発150）。このため、裁判員の選任または実際に裁判に参加するために、労働者から必要な時間の請求があった場合、使用者はこれを拒むことができない。

◎裁判員に選任された労働者が、その職務遂行のために休暇を申請・取得することにより、使用者から解雇など不利益な取り扱いを受けることを防止するため、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律100条に「不利益取扱いの禁止」の規定が設けられている。

【参考2】

公民権行使の時間の給与

◎労働基準法7条に基づく公民権行使の給与については、次のような解釈規定が示されている（昭22.11.27基発399）

問本条には、公民権行使の場合、給与の点において有給、無給の別が明らかでないが、地理的、時間的關係にて1日休んで行使する要のある場合、給料を支払うべきものであるかどうか。

答本条の規定は、給与に関しては、何等触れていないから、有給たると無給たるとは、当事者の自由に委ねられた問題である。

（上杉）



新設ページのご案内

今月号より新たな新設ページをご案内させていただきますことになりました。このページのテーマは「やる気が出る・モチベーションが上がる」です。皆さんのやる気やモチベーションが上がる内容を毎月ご案内させていただきたいと思っております。



まず、第一回目は「やる気が出る・モチベーションが上がる」本をご紹介しますと思います。

皆さんは「夢をかなえるゾウ」(水野敬也氏著)という本をご存知でしょうか？本自体が大反響を受け、先日よりTVドラマ化されたのでご存知の方も多と思います。

今の現状に置かれている自分の立場に不満を抱き、変わりたいと思いつながら自分ではなかなか行動できない主人公が、ある日、突然現れたインドの象の神様であるガネーシャに課題を与えてもらい、それを一つ一つ達成しながら最終的には劇的な成長を遂げる、という内容の本です。

私も先日読んだのですが、これがまた不思議で面白い。

一見、理不尽のように感じるガネーシャの教えですが、その一言一言を噛み締めて考えていくうちに後からじわじわとにじみ出てくるように、その教えの大切さを思わず感じずにはいられない・・・そんな世界がこの本にはあります。

まだ、この本をご覧になっていない方のために、私がこの本に感銘を受けて、今、実際に実行していることを三つだけ、ガネーシャ名言集と共にご紹介致します。

①靴をみがく

「ええか？自分が会社行く時も、営業で外回りする時も、自分がカラオケ行ってバカ騒ぎしてる時も、靴はずっと気張って支えてくれとんのや。そういう自分支えてくれてるもん大事にできんやつが成功するか、アホ！」

②その日頑張れた自分をホメる

「これからはな、毎日寝る前に、自分がその日頑張れたこと思い出して『ようやったわ』ってホメや。そうやってな、頑張ったり成長することが『楽しい』ことなんや、て自分に教えたるんや」

③毎日、感謝する

「自分の中に足りんと感じてることがあって、そこを何かで埋めようとするんやのうて、自分は十分に満たされている、自分は幸せやから、他人の中に足りないことを見つけ、そこに愛を注いでやる。この状態になってこそ、自分が欲しいと思ってた、お金や名声、それらのすべてが自然な形で手に入るんや。だってそやろ？自分らは、お金も、名声も、地位も、名誉も、自分で手に入れる思てるかも分からんけど、ちゃうで。むしろ逆やで。お金は他人がお前にくれるもんやろ。名声は、他人がお前を認めたからくれるもんやろ。全部、他人がお前に与えてくれるもんなんや」

数ある教えの中で私が現在で実行しているのは、この三つの教えです。また、これを実行することで私は毎日、自分自身のモチベーションを上げることができています。

単純な話に聞こえるかも知れませんが、この本に対する私の個人的な感想としては、この本は、いかに純粋に読み、いかに自分に置き換えて考え、それを実行に移すか、でその捉え方が人によってまったく異なるだろうと感じております。

さあ、皆さんも騙されたと思って今日からガネーシャの教えを元に今の自分を変えてみませんか。

(濱田)

